

社団法人全国柔道整復学校協会
平成23年度学校運営改善等助成事業
交 付 要 綱

社団法人全国柔道整復学校協会

平成23年度学校運営改善等事業助成金交付要綱

I 総 則

(目的)

第1 この要綱は、社団法人全国柔道整復学校協会（以下「柔整学校協会」という。）定款第4条第6号に基づき、柔道整復師の養成施設及び柔道整復科を設置する大学又は短期大学等の養成施設（以下「養成学校」という。）において、柔道整復の振興と柔道整復師の教育の充実に図るため、教員研修のための研究事業に要する経費の一部を助成する事業を実施し、その学校運営改善等事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(助成金の種類)

第2 この助成金は、柔整学校協会が実施する教員研修会のための研究事業に関する助成金とする。

(交付対象)

第3 この助成金の交付対象は、養成学校を単位とする。

2 社団法人全国柔道整復学校協会会長（以下「会長」という。）は、第2の助成対象となる事業について、養成学校が実施をする場合、これに必要な経費について予算の範囲内で助成金を交付する。

(交付金額及び助成率)

第4 この助成金の交付金額は、助成金交付審査会で申請内容等の審査を行って交付する。

2 助成率は、第2に掲げる助成金の対象経費として認められる金額の10分の10とする。

(助成金の申請額)

第5 助成金の申請額は、次のとおりとする。

- (1) 1研究事業あたり、第2に掲げる助成金の申請額は、最大500千円までを限度とする。
- (2) 1養成学校あたり、1研究事業とする。
- (3) この場合、柔整学校協会が実施する平成24年度の教員研修会において発表することを義務化とする。
- (4) 他の学会等で発表する場合は、柔整学校協会の助成金を受けたことを明記するとともに、柔整学校協会の事前承認を必要とする。

(助成対象経費)

第6 この教員研修のための研究事業に関する助成金の対象となる研究事業とは、養成学校の教職員を対象として、教員研修のための研究事業をいう。

2 研究助成対象分野は、次のとおりとする。

- (1) 柔道整復師の職域に関する分野
- (2) 柔道整復師の教育に関する分野
- (3) 柔道整復教育器材の開発に関する分野
- (4) 養成学校の学生の動向に関する分野
- (5) 養成学校の学生募集に関する分野
- (6) その他の研究

3 対象経費の範囲は、別に定める。

(選定方法)

第7 助成金の交付対象となる研究事業の選定にあたっては、次の事項を考慮し、別に定める助成金交付審査会において審査を行い決定する。

- (1) 上記第6の2の(1)～(6)に掲げる研究分野に該当している研究事業
- (2) その他

II 申請及び交付決定等

(申請の手続)

第8 第2に掲げる助成金の交付を受けようとする養成学校を設置する者(以下「設置者」という。)は、各研究事業ごとに事業計画書兼交付申請書(以下「事業計画書」という。)(様式第1号)及び研究助成事業実施計画書(以下「実施計画書」という。)(様式第1号の4)に、所要経費等に関する見積書等並びに設置者の振込口座指定書(様式第2号)を添付して、会長に提出するものとする。

2 事業計画の策定に当たっては、申請年度の3月末日までに事業が完了するように計画を立てるものとする。

3 事業計画書は、養成学校を単位として作成し、設置者が申請手続きを行う。

(交付決定の通知)

第9 会長は、第8の規定による事業計画書及び実施計画書の提出があったときは、審査のうえ交付決定を行い、申請者に対し、交付決定通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(助成金の交付)

第10 会長は、第9の規定により設置者に助成金を交付する。

(申請の取り下げ)

第11 助成金の交付決定を受けた設置者は、当該交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があることなどにより、助成金交付の申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

(助成事業の遂行)

第12 助成金の交付を受けて学校運営改善等助成事業（以下「助成事業」という。）を行う養成学校の設置者（以下「助成事業者」という。）が、助成事業を遂行するため契約を締結し、支払を行う場合は、公正かつ最小の費用で最大の効果を上げ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(事業計画の変更)

第13 助成事業者は、助成事業の内容を変更しようとする場合、事業内容変更承認申請書（様式第4号）を会長に提出し承認を受けなければならない。

ただし、助成金額に変更をきたさない等軽微な変更については、この限りでない。

2 会長は、前項による助成事業内容の変更を承認した場合、助成事業者に対し、事業内容変更承認書兼交付決定変更通知書（様式第5号）をもって通知する。

(助成事業の中止又は廃止)

第14 助成事業者は、助成事業を中止又は廃止しようとするときは、直ちにその旨を記載した書面を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(助成事業遅延の報告)

第15 助成事業者は、助成事業が当該会計年度内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその旨を記載した書面を会長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第16 助成事業者は、助成金の交付を受け助成事業を完了したとき又は、翌年の3月末までのどちらか早い日から、1か月以内に実績報告書（様式第6号）に領収書等の写を添付して会長に提出しなければならない。最終提出期限は翌年度の4月30日までとする。

2 原則として、実績報告後の学会等への発表は認めるものとする。

(助成金の額の確定)

第17 会長は、第16の報告を受けた場合には審査し、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に交付確定通知書(様式第7号)を送付する。

2 前項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消)

第18 会長は、第14に規定する助成事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第9の交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) この要綱及び柔整学校協会の指示に違反をした場合
- (2) 助成事業者がこの助成金を助成事業以外の用途に使用した場合
- (3) 助成事業者が助成事業に関して、不正その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付決定後生じた事情の変更により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合（養成学校の廃止、規模の縮小等を含む）

2 会長は、前項の決定をした場合、交付決定取消・変更通知書（様式第8号）をもって通知するとともに、既に当該取り消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して、当該助成金の全部又は一部の返還をさせるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第19 助成事業者は、第18の2の規定により助成金の返還を命じられたときは、その助成金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（総額又は端数が100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 第18の2の規定により助成金の返還を命じられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（総額又は端数100円未満の場合を除く。）を柔整学校協会に納付しなければならない。

(財産の使用、管理及び処分の制限)

第20 助成事業者は、助成対象物について、常に善良な注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 図書等は、助成金申請時の事業目的以外に使用してはならない。但し、養成学校の研究用に購入した図書等は教職員の研究活動に支障を及ぼさない限り、教育用に使用することができる。

3 設置者は、会長の承認がある場合を除いて、その処分をしてはならない。

ただし、別に定める「減価償却資産の耐用年数に関する基準」に従い、耐用年数の経過したもの、研究及び教育用図書等で単価が1万円未満のものは、この限りではない。

4 会長は、設置者が助成対象物を処分することにより収入があった場合、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

5 会長は、助成対象物が設置者の重過失により破損して使用不能となった場合、設置者に一定割合で弁償させることができる。

6 養成学校の廃止等により助成事業が継続できなくなった場合、助成事業者は会長の承認を得て、研究事業に関する助成対象物を他の専修学校又は他の専門課程等に譲渡し、使用させることができる。

(財産の処分)

- 第21 助成事業者は、1点が1万円以上の図書等が耐用年数期間中に使用不能になった場合は、速やかに会長へ除却申請しなければならない。(様式第9号)
- 2 会長は、設置者より提出のあった除却に係わる申請内容を審査し、除却の可否を各設置者に通知するものとする。(様式第10号)

(助成金の経理)

- 第22 助成事業者は、助成事業について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかなければならない。
- 2 助成事業者は、前項の支出について、その内容を証する書類を整備して、前項の帳簿とともに助成事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(現地調査等又は報告)

- 第23 会長又はその指定する者は、必要に応じて申請、実績報告及び研究事業に関する助成対象物の管理等助成対象事業に関する事項について現地調査等を実施し、養成学校の設置者に報告を求めることができる。
- 2 助成事業者は、前項の規定に基づく現地調査等の実施又は報告を求められたときは、これに応じなければならない。

(助成金交付審査会)

- 第24 柔整学校協会に別に定めるところにより、助成金交付審査会(以下「審査会」という。)を置く。
- 2 審査会の委員は8名以内とし、会長が委嘱する。

(要綱の改廃等)

- 第25 本要綱の改廃は、柔整学校協会の理事会の議を経て会長が決定する。
- 2 この要綱に定めるものほか、事業の実施に必要な細目は会長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- ただし、平成22年4月1日から施行した、社団法人全国柔道整復学校協会平成22年度学校運営改善等事業助成金交付要綱は廃止する。